【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2025年10月28日提出

大和アセットマネジメント株式会社 【発行者名】

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐野 径

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】 佐竹 優子

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内国投資信託受 オーストラリア・リアルアセット・ファンド

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 10兆円を上限とします。

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

オーストラリア・リアルアセット・ファンド

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)となっています。 具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2025年10月29日から2026年4月24日まで(継続申込期間) (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、オーストラリアのリアルアセット関連有価証券に投資し、信託財産の成長をめざして 運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信 その他資産
追加型投信	內 外	での心質性 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	左1日	グローバル		
一般	年1回	12530		
大型株 中小型株	年2回	日本		
責券	#스템	北米		4-1-
一般	年4回	Ch.W	ファミリーファンド	あり (
公債	25.00.00	欧州	2721	(30)
社債 その他債券	年6回	アジア		
クレジット属性	(隔月)			
()		オセアニア		
不動産投信	年12回	中南米		
その他資産	(毎月)	1 113-11	ファンド・オブ・	
/ 投資信託証券(資産複合)		アフリカ	ファンズ	なし
(株式、投資信託証券)) /	日々	d) 5 ds	00000000000	
資産複合	A224 (154) (19. V)	中近東 (中東)		
()	その他	(4-ж)		
資産配分固定型 資産配分変更型	()	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

(注1)商品分類の定義

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	1	有恤証券届出書(内国社
単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の
追加型		追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ
		従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいま
地域		す。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国
		内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
		目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
		目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるもの
 投資対象	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	 債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リー	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
	 F)	に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券
		を源泉とする旨の記載があるもの
	 その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする
		旨の記載があるもの
	 資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およ
		びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉
		とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF (マネー・	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	マネージメント・	
	ファンド)	
	M R F (マネー・	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	リザーブ・ファン	
	ド)	
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定
		する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨
		の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必
	1 —	

(注2)属性区分の定義

「有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			有価証券届出書(内国技
投資対象	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
資産		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があ
			るもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載が
			あるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
			す。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す
			る旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投
			資する旨の記載があるもの
		格付等クレ	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があ
		ジットによ	るもの
		る属性	
	不動産	投信	目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資す
			る旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リー
			ト)以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複	合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
			るもの
	資産複	百合 資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分固定	型	いては固定的とする旨の記載があるもの
	資産複	百合 資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ
	分変更	型	いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固
			定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回((隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回	(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある
			もの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

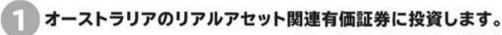
投資対象	グローバル	日論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を
地域		源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を
		源泉とする旨の記載があるもの
	 北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資
	* *	産を源泉とする旨の記載があるもの
	区欠州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資
		産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くア
		ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地
		域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング
		地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があ
		るもの
投資形態	ファミリーファン	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ
	۲	にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資す
		るもの
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファン
·	ファンズ	ド・オブ・ファンズ
為替へッ		目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
ジ		替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ
112 15		るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン		目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨
デックス		の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす
	スの仏の指数	旨の記載があるもの 日か日書祭において、 トロハ 4 のおおに注動する第四代日本 5
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめばまたの記載があるよの。
ルキェナ Ŧリ		ざす旨の記載があるもの 日奈日書等において、派生帝日本へいぶ日的以外に用い、 種格
特殊型	· · · —	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極 的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは
		凹に投資を行なうことでに合権指数・資産等への建勤もしては 逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす
		医性動 (
	 条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
		ロ
		価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値
		により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があ
		るもの
		日調兒青寺にのいて、ロブグ・ジョート戦略により収益の追求しをめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を
		をめるり自むしくは特定の市場に生行されたくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	室 その他型	日論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれ
	ᆝᆫᅅᆙᆂ	日調兄貴寺において、付外室のフら上記に掲げる属住のいすれ にも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるも
		にも成当 ひない 行外な 圧組 のめる いは 建用 子 なの 記載が める も の
		v <i>y</i>

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレスhttp://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

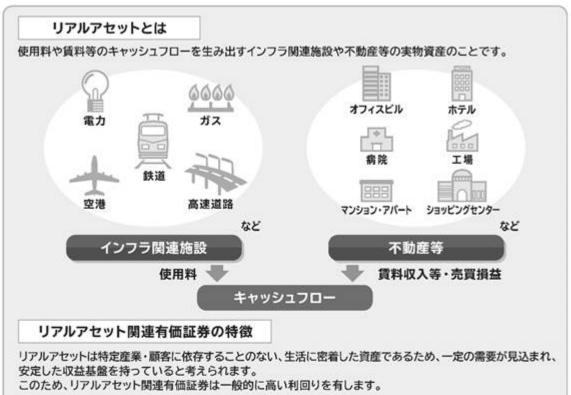
<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>



※ニュージーランドのリアルアセット関連有価証券にも投資します。



上記はリアルアセット関連有価証券の一般的な特徴であり、必ずしもあてはまるわけではありません。

◆リアルアセット関連有価証券とは、以下の有価証券をさします。

- ・リート (不動産投資信託)
- ・上場インフラファンド
- ・リアルアセットを保有または運営する企業の株式

※インフラファンドとは、インフラ関連施設を保有または運営するファンドをいいます。

※株式にはDR(預託証券)を含みます。

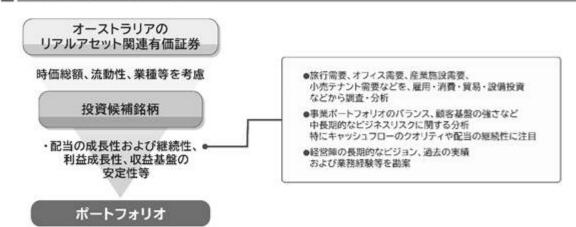
^{*}インフラ: インフラストラクチャーの略で、道路、標梁、鉄道路線、上下水道、電気、ガス、電話など生活や経済発展のために必要不可欠な社会基盤 をさします。

^{*} D R: Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、 その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。 また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

配当の成長性および継続性、利益成長性、収益基盤の安定性等に 着目し、ポートフォリオを構築します。

- ◆ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針を基本とします。
 - ・時価総額、流動性、業種等を考慮し、投資候補銘柄を選定します。
 - ・配当の成長性および継続性、利益成長性、収益基盤の安定性等に着目し、ポートフォリオを構築します。
 - リアルアセットならではの特性(地理的優位性、参入障壁の高さなど)にも着目します。

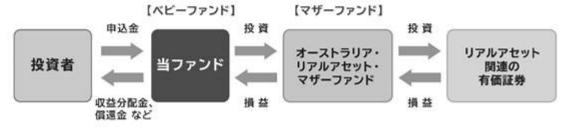
ポートフォリオ構築のイメージ



ファンドの仕組み

◆当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド) とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう 仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ●マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、リアルアセット関連有価証券の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備 に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことが あります。

毎年2月3日および8月3日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ◆マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ◆株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ◆外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(2)【ファンドの沿革】

2016年8月4日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2020年10月28日 信託期間終了日を2026年8月3日に変更(当初は2021年8月3日)

(3)【ファンドの仕組み】

四兴李

		め甲込有		
	収益分配金(注)、	償還金など お申込金(3)		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会 社との契約(1)に基づき、次の業務を行ない ます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務		
1	収益分配金、化	賞還金など お申込金(3)		

委託会社

	当ファンドにかかる証券投資値	信託契約(以下
	「信託契約」といいます。)(2)の委託者で
	あり、次の業務を行ないます。	
大和アセットマネジ	受益権の募集・発行	
メント株式会社 	信託財産の運用指図	
	信託財産の計算	
	運用報告書の作成	など

サロンヤ

運用指図

2

損益 信託金(3)

受託会社 雨信

株式会社りそな銀行

再信託受託会社:株式会社日本カスト ディ銀行 信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処 分

信託財産の計算

など

損益 投資

投資対象

オーストラリアのリアルアセット関連有価証券 など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)

- (注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
- 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

- <委託会社の概況(2025年8月末日現在)>
- ・資本金の額 414億2,454万1,896円
- ・沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみ

なされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

2024年10月 1日 株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

2025年 7月 1日 大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社(旧商号:

三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社)を子会社化

・大株主の状況

		1317727377	
名 称	住 所	所有	比率
		株式数	
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	80.00
		株	%
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	652,132	20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

オーストラリア・リアルアセット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.主として、マザーファンドの受益証券を通じて、オーストラリアのリアルアセット関連有価証券 に投資することにより、信託財産の成長をめざします。なお、リアルアセット関連有価証券とは、 以下の有価証券をいいます。
 - (a) リート
 - (b) 上場インフラファンド
 - (c) リアルアセットを保有または運営する企業の株式

「リアルアセット」とは、使用料や賃料等のキャッシュフローを生み出すインフラ関連施設や 不動産等の実物資産をさします。

ニュージーランドのリアルアセット関連有価証券にも投資することがあります。

- ロ.マザーファンドの運用にあたっては、配当の成長性および継続性、利益成長性、収益基盤の安定 性等に着目します。
- ハ.マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、リアルアセット関連有価証券の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 二.マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ホ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- へ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項 第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

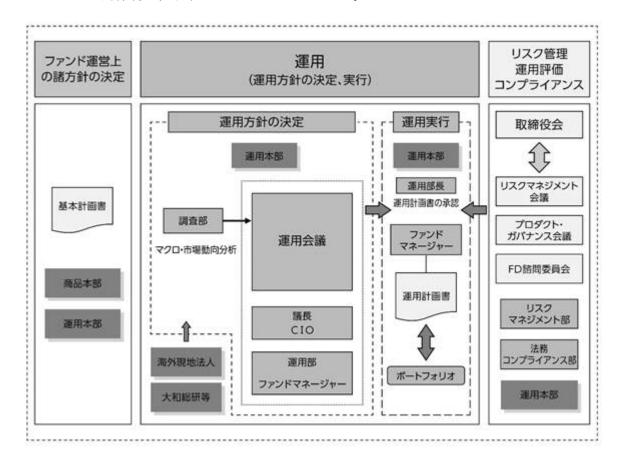
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

口.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則に よって、次のように定められています。

イ.CIO(Chief Investment Officer)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.Deputy-CIO(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

八.インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ.運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

へ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10~20名程度です。

イ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ.プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

八.FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項 について、取締役会に意見を述べます。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託 会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2025年8月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

マザーファンドの受益証券 (信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式(信託約款)

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 口.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- イ.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ.前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投 資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の新株引受権証券等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等(信託約款)

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 口.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- へ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本八.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本八.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ホ.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ホ.において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- へ.前ホ.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ト.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- チ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資 信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3.投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で 保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ.前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ.前イ.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 八.前口.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 二.前口.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。 信用リスク集中回避(信託約款)
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

して、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行なわないものとします。
- 口.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 八.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンド(オーストラリア・リアルアセット・マザーファンド)の概要

(1) 投資方針

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- (a) オーストラリアおよびニュージーランドの金融商品取引所上場または店頭登録の投資信託証券
- (b) オーストラリアおよびニュージーランドの金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)また は店頭登録(登録予定を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)
- (c) オーストラリアおよびニュージーランドの企業のDR

投資態度

- イ.主として、オーストラリアのリアルアセット関連有価証券に投資することにより、信託財産の成 長をめざします。なお、リアルアセット関連有価証券とは、以下の有価証券をいいます。
 - (a) リート
 - (b) 上場インフラファンド
 - (c) リアルアセットを保有または運営する企業の株式

「リアルアセット」とは、使用料や賃料等のキャッシュフローを生み出すインフラ関連施設や 不動産等の実物資産をさします。

ニュージーランドのリアルアセット関連有価証券にも投資することがあります。

- ロ.ポートフォリオの構築にあたっては、配当の成長性および継続性、利益成長性、収益基盤の安定 性等に着目します。
- ハ.運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、リアルア セット関連有価証券の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の 純資産総額を超えることがあります。
- 二.リアルアセット関連有価証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とし ます。

- ホ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- へ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項 第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等(信託約款)

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ロ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行なうことの 指図をすることができます。

- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、株式、リアルアセット関連有価証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。 基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

リアルアセット関連有価証券への投資に伴うリスク

- イ.リアルアセット関連有価証券は、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、設備 の稼働状況、市況に対する見通し、市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
- ロ.リアルアセット関連有価証券の価格や配当は、リアルアセット関連有価証券の収益や財務内容の 変動の影響を受けます。
- ハ.リアルアセット関連有価証券に関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リアルアセット関連有価証券の価格や配当に影響を与えることが想定されます。
- 二.組入リアルアセット関連有価証券の市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、 投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ.カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

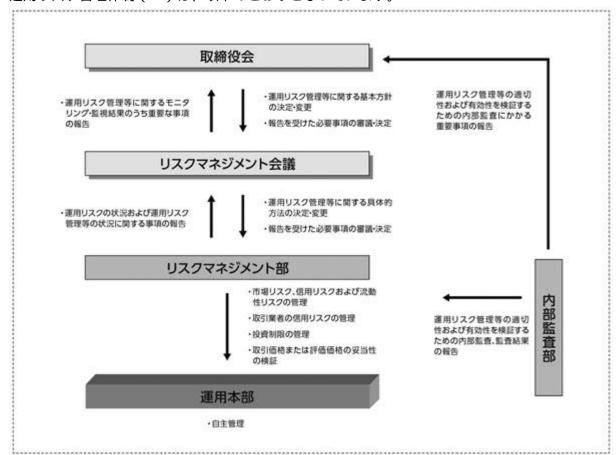
流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢 から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制()は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の 基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、週去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間堕落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して 表示します。

※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株: MSCロクサイ・インデックス (配当込み、円ペース) 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ペース)

日本国債: NOMURA-SPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新美国債: PFモルガン ガパメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

業担数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または移標は、株式会社 JP X総研または株式会社 JP X総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または高橋に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の 誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。 ●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデッ クスは、MSCI Inc. (「MSCI」) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、 MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文に こちらをご覧ください。 [https://www.dalwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の所場全体の 動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに貸出されます。 NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を 保証するものではなく、 ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界医債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより連常されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関する すべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ●JPモルガン ガバメント・ポンド・インデックスー ケッツ グローバル ダイパーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・ 正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。 J.P. Morganからの書面による事前承認なしに 本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)となっています。 具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6335%(税抜1.485%) 以内を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬 は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.725%	年率0.725%	年率0.035%
(税抜)	(税抜)	(税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告 書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および 信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

()「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する 費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

口.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

八.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時 および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で 源泉徴収()され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち 所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されま せん。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課さ れ、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入 制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に 相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を 行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ()上記は、2025年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】 (2025年8月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		15,999,507	99.81
	内 日本	15,999,507	99.81
コール・ローン、	その他の資産(負債控除後)	30,200	0.19
純資産総額		16,029,707	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2025年8月29日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

				株数、口数	簿価単価	評価単価	投資
	銘柄名	地域	種類	または	簿価	時価	比率
				額面金額	(円)	(円)	(%)
1	オーストラリア・リアルアセット・マザーファンド		親投資信託受益証券	6,551,805	2.2717 14,884,157		99.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.81%
合計	99.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

に記り住の作物』	純資産総額	—————————————————————————————————————	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	一当たりの	一百ヨたりの 純資産額
\$\delta\de	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第1計算期間末	100,812,123	101,612,123	1.0081	1.0161
(2017年2月3日)				
第2計算期間末	108,104,497	108,104,497	1.0810	1.0810
(2017年8月3日)				
第3計算期間末	108,444,066	108,444,066	1.0844	1.0844
(2018年2月5日)				
第4計算期間末	1,087,995	1,087,995	1.0880	1.0880
(2018年8月3日)				
第5計算期間末	1,103,923	1,103,923	1.1039	1.1039
(2019年2月4日)				
第6計算期間末	1,229,031	1,229,031	1.2290	1.2290
(2019年8月5日)				
第7計算期間末	1,545,407	1,562,894	1.2372	1.2512
(2020年2月3日)				
第8計算期間末	3,044,356	3,078,481	1.0705	1.0825
(2020年8月3日)				
第9計算期間末	15,439,349	15,660,745	1.2553	1.2733
(2021年2月3日)				
第10計算期間末	18,395,870	20,304,957	1.2527	1.3827
(2021年8月3日)				
第11計算期間末	20,270,642	20,666,003	1.2818	1.3068
(2022年2月3日)	, ,	, , -		
第12計算期間末	22,435,399	23,539,791	1.3205	1.3855
(2022年8月3日)	,,	,,		
第13計算期間末	14,618,825	14,786,574	1.3072	1.3222
(2023年2月3日)	,,	,,		
第14計算期間末	11,469,318	11,622,934	1.2693	1.2863
(2023年8月3日)	,	,022,001	2000	2000
第15計算期間末	10,761,352	10,948,434	1.3230	1.3460
(2024年2月5日)	10,701,002	10,040,404	1.0200	1.0-100
第16計算期間末	22,187,896	23,023,727	1.3273	1.3773
(2024年8月5日)	22,107,000	20,020,121	1.5275	1.5775

2024年8月末日	11,322,351	-	1.4138	-
9月末日	12,908,447	-	1.5049	-
10月末日	13,295,848	-	1.5021	-
11月末日	13,368,956	-	1.4981	-
12月末日	12,414,998	-	1.4496	-
2025年1月末日	13,909,543	-	1.4055	-
第17計算期間末	13,525,705	13,921,606	1.3666	1.4066
(2025年2月3日)	13,323,703	13,921,000	1.5000	1.4000
2月末日	13,461,250	-	1.3196	-
3月末日	13,091,221	-	1.2961	-
4月末日	13,181,910	-	1.2950	-
5月末日	14,440,776	-	1.3596	-
6月末日	14,597,543	-	1.3940	-
7月末日	15,371,684	-	1.4571	-
第18計算期間末	14 506 101	15 166 544	1 2022	1.4373
(2025年8月4日)	14,586,191	15,166,544	1.3823	1.43/3
8月末日	16,029,707	-	1.4844	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0080
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0140
第8計算期間	0.0120
第9計算期間	0.0180
第10計算期間	0.1300
第11計算期間	0.0250
第12計算期間	0.0650
第13計算期間	0.0150
第14計算期間	0.0170
第15計算期間	0.0230
第16計算期間	0.0500
第17計算期間	0.0400
第18計算期間	0.0550

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.6
第2計算期間	7.2
第3計算期間	0.3
第4計算期間	0.3
第5計算期間	1.5
第6計算期間	11.3
第7計算期間	1.8
第8計算期間	12.5
第9計算期間	18.9
第10計算期間	10.1
第11計算期間	4.3
第12計算期間	8.1
第13計算期間	0.1
第14計算期間	1.6
第15計算期間	6.0
第16計算期間	4.1
第17計算期間	6.0
第18計算期間	5.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	0	0
第2計算期間	0	0
第3計算期間	0	0
第4計算期間	0	99,000,000
第5計算期間	0	0
第6計算期間	0	0
第7計算期間	286,561	37,471
第8計算期間	2,692,070	1,097,379
第9計算期間	29,523,039	20,067,005
第10計算期間	2,574,487	189,014
第11計算期間	3,115,952	1,986,779
第12計算期間	7,949,056	6,772,868
第13計算期間	2,698,091	8,505,442
第14計算期間	2,465,912	4,612,966
第15計算期間	1,920,420	2,822,645

第16計算期間	10,514,870	1,932,254
第17計算期間	3,847,422	10,666,531
第18計算期間	1,140,404	486,054

(注) 当初設定数量は100,000,000口です。

(参考)マザーファンド オーストラリア・リアルアセット・マザーファンド

(1) 投資状況 (2025年8月29日現在)

投資状況

	投資資産の種類		投資比率(%)
株式		275,034,762	15.38
	内 オーストラリア	47,842,602	2.68
	内 ニュージーランド		12.71
投資証券		1,455,668,400	81.42
	内 オーストラリア	1,446,687,280	80.92
	内 ニュージーランド	8,981,120	0.50
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		57,065,274	3.19
純資産総額		1,787,768,436	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2025年8月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

	- C 20 11 3 49 1 73 MA							
					株数、口数	簿価単価	評価単価	投資
	銘柄名	地域	種類	業種	または	簿価	時価	比率
					額面金額	(円)	(円)	(%)
1	STOCKLAND	オーストラリ	仇恣≒т类		272,973	526.93	602.75	9.20
'	STOCKLAND	ア	投資証券	,	212,913	143,837,717	164,535,677	
2	SCENTRE GROUP	オーストラリ	投資証券		414,000	358.00	394.47	9.14
	SCENTRE GROOF	ア	汉 貝証分		414,000	148,214,236	163,313,809	
3	GOODMAN GROUP	オーストラリ	投資証券		45,400	3,324.74	3,333.38	8.47
٥	GOODMAN GROOF	ア	汉貝亚分	-	43,400	150,943,523	151,335,697	
4	CHARTER HALL GROUP	オーストラリ	投資証券	-	64,000	1,911.92	2,258.40	8.08
4	CHARTER HALL GROOF	ア	汉貝亚分	-	04,000	122,362,982	144,538,202	
5	GPT GROUP	オーストラリ	投資証券		220,700	485.65	540.36	6.67
٥	GF I GNOOF	ア	汉貝証分	-	220,700	107,184,897	119,259,085	

					·日Ⅲ叫	- 秀届出書(内国	汉貝口叫
INFRATIL LTD	ニュージー ランド	株式	金融	101,200	1,005.09 101,715,867	1,001.20 101,322,128	5.67
CONTACT ENERGY LTD	ニュージーランド	株式	公益事業	129,496	788.51 102.109.564	772.08	5.59
MIRVAC GROUP	オーストラリア	投資証券	-	394,000	214.99	228.43	5.03
DEXUS/AU	オーストラリア	投資証券	-	107,000	675.69 72,299,814	723.68 77,434,744	4.33
VICINITY CENTRES	オーストラリア	投資証券	-	302,000	234.19 70,725,742	249.54 75,363,496	4.22
NATIONAL STORAGE REIT	オーストラリア	投資証券	-	264,092	228.43 60,327,169	233.23 61,594,547	3.45
HOMECO DAILY NEEDS REIT	オーストラリア	投資証券	-	350,289	120.93 42,362,130	130.05 45,556,100	2.55
ARENA REIT	オーストラリア	投資証券	-	114,881	353.11 40,569,766	388.71 44,656,427	2.50
REGION GROUP	オーストラリア	投資証券	-	184,115	223.63 41,174,263	236.11 43,471,540	2.43
CHARTER HALL LONG WALE	オーストラリア	投資証券	-	91,882	395.43 36,333,598	439.58 40,390,261	2.26
CHARTER HALL SOCIAL	オーストラリア	投資証券	-	115,277	286.02 32,971,574	328.25 37,839,860	2.12
CENTURIA CAPITAL GROUP	オーストラリア	投資証券	-	150,763	179.00 26,986,984		1.97
CENTURIA INDUSTRIAL REIT	オーストラリア	投資証券	-	60,517	304.25 18,412,697	322.49 19,516,297	1.09
INGENIA COMMUNITIES GROUP	オーストラリア	投資証券	-	30,658	506.77 15,536,690	569.16 17,449,350	0.98
RURAL FUNDS GROUP	オーストラリア	投資証券	-	87,119	172.76 15,051,027	187.64 16,347,087	0.91
ABACUS STORAGE KING STAPLED UNITS	オーストラリア	投資証券	-	104,642	151.64 15,868,792	137.25 14,362,261	0.80
CHARTER HALL RETAIL REIT	オーストラリア	投資証券	-	32,557	368.56 11,999,312	406.95 13,249,240	0.74
HMC CAPITAL LTD	オーストラリア	投資証券	-	35,000	338.80 11,858,329	366.64 12,832,526	0.72
	オーストラリ	株式	情報技術	9,000	1,375.39	1,348.51	0.68
NEXTDC LTD	ア	17/11/		0,000	12,378,541	12,136,671	
	REIT CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR CENTURIA CAPITAL GROUP CENTURIA INDUSTRIAL REIT INGENIA COMMUNITIES GROUP RURAL FUNDS GROUP	INFRATIL LTD ランド CONTACT ENERGY LTD ランド MIRVAC GROUP オーストラリア DEXUS/AU オーストラリア NATIONAL STORAGE REIT ア HOMECO DAILY NEEDS REIT ア REGION GROUP オーストラリア CHARTER HALL LONG WALE オーストラリア CHARTER HALL LONG WALE オーストラリア CHARTER HALL SOCIAL オーストラリア CENTURIA CAPITAL GROUP ア CENTURIA CAPITAL GROUP オーストラリア RURAL FUNDS GROUP オーストラリア RURAL FUNDS GROUP オーストラリア CHARTER HALL REIT ア CHARTER HALL RETAIL REIT ア CHARTER HALL RETAIL REIT ア CHARTER HALL SOCIAL オーストラリア A カーストラリアア CENTURIA COMMUNITIES GROUP オーストラリア A カーストラリアア CHARTER HALL RETAIL REIT オーストラリアア A カーストラリアア A カーストラリアア	INFRATIL LTD CONTACT ENERGY LTD 二ュージー	INFRATIL LTD	INFRATIL LTD	INFRATIL LTD	INFRATIL LTD

$\overline{}$							77 M M H (1 1 H	
26	AGL ENERGY LTD	オーストラリ	株式	式 公益事業	13,500	936.76	770.71	0.58
20	AGE ENERGY ETD	ア	1 / 1 1 1	ム血事未	13,300	12,646,325	10,404,712	
27	DEXUS INDUSTRIA REIT STAPLED				37,348	268.74	270.66	0.57
	UNIT	ア	投資証券	-	37,340	10,037,051	10,108,744	
28	MERCURY NZ LTD	ニュージー	株式 公益事業	17,826	531.72	561.99	0.56	
20		ランド		17,020	9,478,601	10,018,034		
29	ORIGIN ENERGY LTD	オーストラリ	±# <u>+</u> +	小兴事業	9,000	1,128.72	1,246.78	
29	ORIGIN ENERGY LTD	ア	株式	公益事業	8,000	9,029,798	9,974,242	0.56
20	CENTERS ENERGY LTD	ニュージー	株式公益事業	46.056	204.04	204.04		
30	GENESIS ENERGY LTD	ランド		46,956	9,581,165	9,581,165	0.54	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	15.38%
投資証券	81.42%
合計	96.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
資本財・サービス	0.47%
ヘルスケア	0.38%
金融	5.67%
情報技術	0.68%
公益事業	8.18%
合計	15.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

●オーストラリア・リアルアセット・ファンド

2025年8月29日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。 基準価額・純資産の推移 当初設定日(2016年8月4日)~2025年8月29日 25,000 基準価額 14,844円 純資産総額 16百万円 20,000 15 資産 基準価額の騰落率 起 価 15,000 10 ファンド 期間 額 額 億 1カ月間 5.9% P 円 3カ月間 13.5% 10,000 5 6カ月間 17.0%

※上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(投引額)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において適用管理費用(値託報酬)は控除しています。

分配金再投資基準循環 (左軸)

2022/08/24

2 純資産総額(石軸)

5,000

設定時

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

第7期

12.4%

29.4%

79.8%

112.2%

直近1年間分配金合計額: 950円 設定来分配金合計額: 4.720円 | 第 8 期 | 第 9 期 | 第 10 期 | 第 11 期 | 第 12 期 | 第 13 期 | 第 14 期 | 第 15 期 | 第 16 期 | 第 17 期 | 第 18 期

決算期 20年2月 20年8月 21年2月 21年8月 22年2月 22年8月 23年2月 23年8月 24年2月 24年8月 25年2月 25年8月 180円 1,300円 250円 650円 150円 170円 230円 500円 400円 550円

2019/08/13

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

1年間

3年間

5年間

設定来

※比率は、純資産総額に対するものです。

2025/08/29

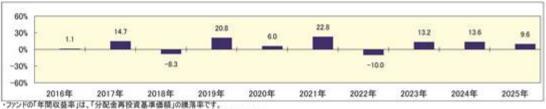
基準価額 (左軸)

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別模成	比率	株式業種別構成	此率	超入上位10銘柄	國·地域名	比率
外国リート	29	80.7%	豪ドル	84.45	公益事業	8.2%	STOCKLAND	オーストラリア	9.25
外国株式	10	15.4%	ニュージーランド・ドル	13.5%	金融	5.7%	SCENTRE GROUP	オーストラリア	9.15
外国投資証券	1	0.6%	日本円	2.15	情報技術	0.7%	GOODMAN GROUP	オーストラリア	8.4%
			00101010		資本財・サービス	0.5%	CHARTER HALL GROUP	オーストラリア	8.1%
コール・ローン、その他		3.4%			ヘルスケア	0.4%	GPT GROUP	オーストラリア	6.75
合計	40	100.0%					INFRATIL LTD	ニュージーランド	5.7%
国·地域別模	戊	比事					CONTACT ENERGY LTD	ニュージーランド	5.6%
オーストラリア		83.4%					MIRVAC GROUP	オーストラリア	5.0%
ニュージーランド		13.25					DEXUS/AU	オーストラリア	4.3%
							VICINITY CENTRES	オーストラリア	4.25
合計		96.6%	合計	100.0%	合計	15.4%	숨計		66.3%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inaが共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



-2016年は設定日(8月4日)から年末、2025年は8月29日までの機落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率…

	総経費率(①+②)	連用管理費用の比率 ①	その他費用の比率②
オーストラリア・リアルアセット・ファンド	1.79%	1.63%	0.16%

※対象期間は2025年2月4日~2025年8月4日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、 期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ.およびロ.に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

イ・オーストラリア証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ.前イ.のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ.およびロ.に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の 請求の受付けを行ないません。

イ.オーストラリア証券取引所の休業日と同じ日付の日

口.前イ.のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし ます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が 発生した場合には、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般 社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から 負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。

(注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・外国の金融商品取引所上場株式:原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日 の最終相場で評価します。
- ・外国の店頭登録株式:原則として海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相 場または最終買気配相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の投資信託証券:原則として当該取引所における計算時において 知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2016年8月4日から2026年8月3日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と 合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年2月4日から8月3日まで、および8月4日から翌年2月3日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始される ものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

信託の終了

1.委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが 受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意 のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- 2.委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5.前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
- 6.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権 買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- 1.委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、 これを交付します。

公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

< 収益分配金および償還金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として 毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座 簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

< 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2025年2月4日から2025年8月4日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

オーストラリア・リアルアセット・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第17期 2025年2月3日現在	第18期 2025年8月4日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	679,026	774,008
親投資信託受益証券	13,353,495	14,507,582
流動資産合計	14,032,521	15,281,590
資産合計	14,032,521	15,281,590
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	395,901	580,353
未払解約金	80	835
未払受託者報酬	2,579	2,641
未払委託者報酬	107,999	111,256
その他未払費用	257	314
流動負債合計	506,816	695,399
負債合計	506,816	695,399
純資産の部		
元本等		
元本	1 9,897,526	1 10,551,876
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,628,179	4,034,315
(分配準備積立金)	<u> </u>	106,742
元本等合計	13,525,705	14,586,191
純資産合計	13,525,705	14,586,191
負債純資産合計	14,032,521	15,281,590

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第17期 自 2024年8月6日 至 2025年2月3日	第18期 自 2025年2月4日 至 2025年8月4日
受取利息	19	114
有価証券売買等損益	1,210,488	862,463
営業収益合計	1,210,507	862,577
営業費用		
受託者報酬	2,579	2,641
委託者報酬	107,999	111,256
その他費用	257	314
営業費用合計	110,835	114,211
営業利益又は営業損失()	1,099,672	748,366
経常利益又は経常損失()	1,099,672	748,366
当期純利益又は当期純損失()	1,099,672	748,366
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	806,447	3,532
期首剰余金又は期首欠損金()	5,471,261	3,628,179
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,800,023	412,410
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,800,023	412,410
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,540,429	177,819
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,540,429	177,819
分配金	1 395,901	1 580,353
期末剰余金又は期末欠損金()	3,628,179	4,034,315

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第18期
	区分	自2025年2月4日
		至2025年8月4日
1.	有価証券の評価基準及び評価	親投資信託受益証券
	方法	
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて
		評価しております。
2.	その他財務諸表作成のための	計算期間末日
	基本となる重要な事項	
		2025年8月3日が休日のため、当計算期間末日を2025年8月4日として
		おります。このため、当計算期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	$\nabla \Delta$	第17期	第18期
	区分	2025年2月3日現在	2025年8月4日現在
1.	1 期首元本額	16,716,635円	9,897,526円
	期中追加設定元本額	3,847,422円	1,140,404円
	期中一部解約元本額	10,666,531円	486,054円
2.	計算期間末日における受益権の 総数	9,897,526□	10,551,876□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第17期	第18期
区分	自2024年8月6日	自2025年2月4日
	至2025年2月3日	至2025年8月4日

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う	計算期
	当期純利益金額分配後の配当等	当期糾
	収益から費用を控除した額	収益が
	(191,463円)、解約に伴う当期	(235,
	純利益金額分配後の有価証券売	純利益
	買等損益から費用を控除し、繰	買等損
	越欠損金を補填した額(0円)、	越欠損
	投資信託約款に規定される収益	円)、
	調整金(3,900,538円)及び分配	る収益
	準備積立金(0円)より分配対象	び分配
	額は4,092,001円(1万口当たり	配対象
	4,134.37円)であり、うち	当たり
	395,901円(1万口当たり400円)	ち580
	を分配金額としております。	円)を
		す。

計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 (235,053円)、解約に伴う当期 純利益金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(452,042 円)、投資信託約款に規定され る収益調整金(3,927,573円)及 び分配準備積立金(0円)より分 配対象額は4,614,668円(1万口 当たり4,373.32円)であり、う ち580,353円(1万口当たり550 円)を分配金額としておりま

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		第18期
	区分	自2025年2月4日
		至2025年8月4日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2
		条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定
		する「運用の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債
		権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載して
		おります。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じ
		て有価証券、デリバティブ取引に投資しております。
		これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用
		リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管
		理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金
		融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項につい	 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用
	ての補足説明	 しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が
		異なることもあります。

	Γ/\	第18期
	区分	2025年8月4日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	との差額	上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しておりま
		す。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等
		しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第17期	第18期	
種類	2025年2月3日現在	2025年8月4日現在	
↑	当計算期間の損益に	当計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	381,608	824,480	
合計	381,608	824,480	

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期	第18期
2025年2月3日現在	2025年8月4日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期

自2025年2月4日

至2025年8月4日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第17期	第18期
	2025年2月3日現在	2025年8月4日現在
1口当たり純資産額	1.3666円	1.3823円
(1万口当たり純資産額)	(13,666円)	(13,823円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信	オーストラリア・リアルアセット・	6,392,977	14,507,582	
託受益証	マザーファンド			
券				
親投資信託	受益証券 合計		14,507,582	
合計			14,507,582	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「オーストラリア・リアルアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「オーストラリア・リアルアセット・マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年2月3日現在 金額(円)	2025年8月4日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		

			万川山方田山首 (7)四汉县山山
預金		33,292,264	7,156,068
コール・ローン		6,910,835	5,609,140
株式		293,466,197	281,623,771
投資証券		1,380,599,322	1,356,178,752
未収配当金		9,939,238	11,340,828
流動資産合計		1,724,207,856	1,661,908,559
資産合計		1,724,207,856	1,661,908,559
負債の部			
流動負債			
未払解約金		4,066,000	2,122,500
流動負債合計		4,066,000	2,122,500
負債合計		4,066,000	2,122,500
純資産の部			
元本等			
元本	1	803,449,374	731,393,097
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		916,692,482	928,392,962
元本等合計		1,720,141,856	1,659,786,059
純資産合計		1,720,141,856	1,659,786,059
負債純資産合計		1,724,207,856	1,661,908,559

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(=3	(里安な云前刀町にはの事項に関する注記)			
区分		自2025年2月4日		
		至2025年8月4日		
1.	有価証券の評価基準及び評価	(1)株式		
	方法			
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。		
		時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最		
		終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又		
		は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価して		
		おります。		
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が		
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務		
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と		
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して		
		おります。		
		(2)投資証券		

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金

原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合に は当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計 上しております。

4. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項

外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年2月3日現在	2025年8月4日現在
1. 1期首	2024年8月6日	2025年2月4日

			有個証券届出書(内国投資信託
	期首元本額	891,117,476円	803,449,374円
	期中追加設定元本額	37,496,409円	20,827,570円
	期中一部解約元本額	125,164,511円	92,883,847円
	期末元本額の内訳		
	ファンド名		
	オーストラリア・リアルアセッ	797,212,046円	725,000,120円
	ト・ファンド(適格機関投資家		
	専用)		
	オーストラリア・リアルアセッ	6,237,328円	6,392,977円
	ト・ファンド		
	計	803,449,374円	731,393,097円
2.	期末日における受益権の総数	803,449,374□	731,393,097□
۲.	物不口にのける又血性の総数	000,449,3741	731,393,097 Д

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	区分	自2025年2月4日	
区力		至2025年8月4日	
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2	
		条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定	
		する「運用の基本方針」に従っております。	
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ	
		ティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデ	
		リバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。	
		 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用	
		リスクおよび流動性リスクに晒されております。	
		外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的とし	
		て、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しておりま	
		す。	
3.	金融商品に係るリスク管理体制	 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管	
		理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金	
		融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4.	金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用	
	ての補足説明	しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が	
		異なることもあります。	

	区分	2025年8月4日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計上額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	との差額	上額と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しておりま
		す。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿値		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等
		しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2025年2月3日現在	2025年8月4日現在
種類	当期間の損益に	当期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
株式	9,319,329	697,938
投資証券	53,933,761	54,092,450
合計	63,253,090	54,790,388

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2025年2月3日現在	2025年8月4日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2025年2月3日現在	2025年8月4日現在
1 口当たり純資産額	2.1409円	2.2693円
(1万口当たり純資産額)	(21,409円)	(22,693円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリ	ORIGIN ENERGY LTD	8,000	11.760	94,080.000	
ア・ドル					

_					
	SONIC HEALTHCARE LTD	3,000	27.340	82,020.000	
	AGL ENERGY LTD	13,500	9.760	131,760.000	
	ATLAS ARTERIA	16,728	5.200	86,985.600	
	NEXTDC LTD	9,000	14.330	128,970.000	
オーストラリア・	・ドル 小計			523,815.600	
				(50,082,010)	
ニュージーラン	MERIDIAN ENERGY LTD	12,965	5.735	74,354.270	
ド・ドル					
	MERCURY NZ LTD	17,826	6.150	109,629.900	
	GENESIS ENERGY LTD	46,956	2.360	110,816.160	
	INFRATIL LTD	101,200	11.625	1,176,450.000	
	CONTACT ENERGY LTD	129,496	9.120	1,181,003.520	
ニュージーランド・ドル 小計				2,652,253.850	
				(231,541,761)	
合計				281,623,771	
				[281,623,771]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
设証券	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	107,000	753,280.000	
		HEALTHCO HEALTHCARE &	50,000	38,750.000	
		WELLNESS REI			
		HMC CAPITAL LTD	35,000	123,550.000	
		ABACUS STORAGE KING STAPLED UNITS	104,642	165,334.360	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	115,277	343,525.460	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	60,517	191,838.890	
		RURAL FUNDS GROUP	87,119	156,814.200	
		WAYPOINT REIT	29,831	74,577.500	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	91,882	378,553.840	
		CENTURIA OFFICE REIT	67,679	85,275.540	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	150,763	281,172.990	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	350,289	441,364.140	
		APA GROUP	12,607	106,529.150	
		REGION GROUP	184,115	428,987.950	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	37,919	92,143.170	
		NATIONAL STORAGE REIT	264,092	628,538.960	

			有価証券届出書(内	国投資信託:
	DEXUS INDUSTRIA REIT	37,348	104,574.400	
	STAPLED UNIT			
	SCENTRE GROUP	414,000	1,544,220.000	
	ARENA REIT	162,829	599,210.720	
	GPT GROUP	220,700	1,116,742.000	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	32,557	125,018.880	
	MIRVAC GROUP	435,000	974,400.000	
	STOCKLAND	272,973	1,498,621.770	
	ABACUS GROUP UNIT	80,000	94,400.000	
	GOODMAN GROUP	45,400	1,572,656.000	
	VICINITY CENTRES	302,000	736,880.000	
	CHARTER HALL GROUP	64,000	1,274,880.000	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	30,658	161,874.240	
オーストラリア	・ドル 小計		14,093,714.160	
			(1,347,500,011)	
ニュージーラン ド・ドル	KIWI PROPERTY GROUP LTD	58,972	57,202.840	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	21,000	42,210.000	
ニュージーラン	ド・ドル 小計		99,412.840	
			(8,678,741)	
投資証券 合計			1,356,178,752	
			[1,356,178,752]	
合計			1,356,178,752	
			[1,356,178,752]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨		銘柄数		組入株式時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
オーストラリア・ドル	株式		5銘柄	2 6%	06 40/	0F 20/
	投資証券		28銘柄	3.6%	96.4%	85.3%
ニュージーランド・ドル	株式		5銘柄	06 4%	2 6%	14.7%
	投資証券		2銘柄	96.4%	3.6%	14.7%

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年8月29日

資産総額 16,048,232円 負債総額 18,525円 純資産総額(-) 16,029,707円 発行済数量 10,798,585口 1単位当たり純資産額(/) 1.4844円

(参考) オーストラリア・リアルアセット・マザーファンド

純資産額計算書

2025年8月29日

資産総額 1,787,768,436円 負債総額 0円 純資産総額(-) 1,787,768,436円 発行済数量 732,078,290口 1単位当たり純資産額(/) 2.4420円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前 において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2025年8月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間における資本金の額の増減:2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

口. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ.リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年8月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数 (本)	純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	85	401,125
追加型株式投資信託	788	32,820,669
株式投資信託 合計	873	33,221,794
単位型公社債投資信託	71	136,315
追加型公社債投資信託	14	1,493,227
公社債投資信託 合計	85	1,629,542
総合計	958	34,851,336

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3.財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

		(単位:日万円)
	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
 資産の部	-	
流動資産		
現金・預金	4,813	13,153
有価証券	503	1,194
前払費用	481	513
未収委託者報酬	16,513	19,097
未収収益	78	110
関係会社短期貸付金	23,400	70,000
その他	88	94
流動資産計	45,878	104,164
固定資産		
有形固定資産	1 176	1 61
建物	2	0
器具備品	174	59
建設仮勘定	0	0
無形固定資産	1,342	1,160
ソフトウェア	1,063	1,062
ソフトウェア仮勘定	279	97
その他	-	0
投資その他の資産	13,660	14,856
投資有価証券	8,448	9,348
関係会社株式	3,475	3,414
出資金	177	34
長期差入保証金	1,021	1,049
繰延税金資産	524	995
その他	12	13

固定資産計	15,180	16,077
資産合計	61,058	120,241

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
 負債の部		
流動負債		
預り金	158	13
未払金	6,187	6,75
未払収益分配金	39	6
未払償還金	12	1
未払手数料	5,849	6,66
その他未払金	2 285	2
未払費用	5,035	5,99
未払法人税等	3,842	4,12
未払消費税等	872	76
賞与引当金	1,048	1,45
その他	1	
流動負債計	17,146	19,23
固定負債		
退職給付引当金	2,227	2,30
役員退職慰労引当金	62	5
固定負債計	2,289	2,35
負債合計	19,435	21,59
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	41,42
資本剰余金		
資本準備金	11,495	37,74
資本剰余金合計	11,495	37,74
利益剰余金		
利益準備金	374	37
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,048	17,74
利益剰余金合計	13,422	18,11
	40,092	97,28

その他有価証券評価差額金	1,530	1,361
評価・換算差額等合計	1,530	1,361
純資産合計	41,623	98,649
負債・純資産合計	61,058	120,241

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

		(十四:口7111)
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,221	91,634
その他営業収益	717	1,233
営業収益計	76,939	92,868
· 営業費用		
支払手数料	31,497	37,180
広告宣伝費	947	1,124
調査費	10,709	13,135
調査費	1,700	1,954
委託調査費	9,009	11,180
委託計算費	1,783	1,957
営業雑経費	2,285	3,114
通信費	163	167
印刷費	514	483
協会費	51	57
諸会費	18	18
その他営業雑経費	1,538	2,388
営業費用計	47,224	56,512
一般管理費		
給料	6,601	7,599
役員報酬	483	453
給料・手当	4,543	5,116
賞与	527	572
賞与引当金繰入額	1,048	1,456
福利厚生費	969	1,070
交際費	96	108
旅費交通費	192	247
租税公課	508	1,004
不動産賃借料	1,269	1,298
退職給付費用	334	349
役員退職慰労引当金繰入額	6	6

固定資産減価償却費	478	444
諸経費	1,888	2,164
一般管理費計	12,346	14,293
営業利益	17,368	22,061

(単位:百万円)

受取配当金 32 955 投資有価証券売却益 220 387 有価証券償還益 40 183 受取利息 4 95 その他 89 76 営業外費用 388 1,703 営業外費用 1 176 投資有価証券偿還損 196 4 その他 18 5 営業外費用計 215 235 経常利益 17,540 23,526 特別利益 - 1 380 財資有価証券売却益 - 1 380 固定資産売却益 - 2 110 特別利益計 - 3 101 システム刷新関連費用 153 - 3 投資有価証券評価損 132 - 特別損失計 286 101 税引前当期純利益 17,253 23,916 法人稅、住民稅及び事業稅 5,533 7,763 法人稅等自對整額 5,394 7,366			<u> </u>
受取配当金 32 955 投資有価証券売却益 220 387 有価証券償還益 40 183 受取利息 4 95 その他 89 76 営業外費用 388 1,703 世業外費用 1 176 投資有価証券偿還損 196 4 その他 18 5 営業外費用計 215 235 経常利益 17,540 23,526 特別利益 - 1 380 財資有価証券売却益 - 1 380 固定資産売却益 - 2 110 特別利益計 - 3 101 システム刷新関連費用 153 - 投資有価証券評価損 132 - 特別損失 286 101 税引前当期純利益 17,253 23,916 法人稅、住民稅及び事業稅 5,533 7,763 法人稅等割整額 139 397 法人稅等合計 5,394 7,366		(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
投資有価証券売却益 220 387 有価証券償還益 40 183 受取利息 4 95 その他 89 76 営業外収益計 388 1,703 営業外費用 1 176 有価証券償還損 196 4 その他 18 5 営業外費用計 215 235 経常利益 17,540 23,526 特別利益 - 1 380 投資有価証券売却益 - 1 380 固定資産売却益 - 2 110 特別損失 - 3 101 システム刷新関連費用 153 - 491 特別損失計 132 - 特別損失計 286 101 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民稅及び事業税 5,533 7,763 法人税等百針 5,394 7,366	営業外収益		
有価証券償還益 40 188 受取利息 4 95 その他 89 76 営業外収益計 388 1,703 営業外費用 1 176 投資有価証券売却損 1 176 有価証券償還損 196 2 その他 18 5 営業外費用計 215 235 経常利益 17,540 23,526 特別利益 - 1 380 投資有価証券売却益 - 1 380 固定資産売却益 - 2 110 特別損失 - 3 101 システム刷新関連費用 153 - 3 投資有価証券評価損 132 - 特別損失計 286 101 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民稅及び事業稅 5,533 7,763 法人税等合計 5,394 7,366	受取配当金	32	959
受取利息 4 95 その他 89 76 営業外収益計 388 1,703 営業外費用 1 176 投資有価証券売却損 1 176 有価証券償還損 196 2 その他 18 52 営業外費用計 215 238 経常利益 17,540 23,526 特別利益 - 1 380 財政資有価証券売却益 - 1 380 国定資産売却益 - 2 110 特別損失 - 3 101 システム刷新関連費用 153 - 投資有価証券評価損 132 - 特別損失計 286 101 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民税及び事業税 5,533 7,763 法人税等自整額 139 397 法人税等合計 5,394 7,366	投資有価証券売却益	220	387
その他 営業外収益計 388 1,703 営業外費用 1 176 投資有価証券売却損 1 176 有価証券償還損 196 4 その他 18 54 営業外費用計 215 235 経常利益 17,540 23,526 特別利益 - 1 380 固定資産売却益 - 2 110 特別利益計 - 2 110 特別損失 - 3 101 システム刷新関連費用 153 - 491 投資有価証券評価損 132 - 491 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民税及び事業税 5,533 7,763 法人税等調整額 139 397 法人税等合計 5,394 7,366	有価証券償還益	40	183
営業外費用 388 1,703 営業外費用 1 176 有価証券償還損 196 2 その他 18 52 営業外費用計 215 23 経常利益 17,540 23,528 特別利益 - 1 38 固定資産売却益 - 2 11 特別利失 - 2 11 樹別損失 - 3 101 システム刷新関連費用 153 - 投資有価証券評価損 132 - 特別損失計 286 101 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民税及び事業税 5,533 7,766 法人税等調整額 139 397 法人税等合計 5,394 7,366	受取利息	4	95
営業外費用 1 176 有価証券償還損 196 2 その他 18 54 営業外費用計 215 238 経常利益 17,540 23,528 特別利益 - 1 386 固定資産売却益 - 2 116 特別利益計 - 2 116 特別利失 - 3 107 システム刷新関連費用 153 - 3 107 システム刷新関連費用 153 - - 491 特別損失計 286 107	その他	89	76
投資有価証券売却損 1 176 有価証券償還損 196 2 その他 18 52 営業外費用計 215 235 経常利益 17,540 23,526 特別利益 - 1 380 固定資産売却益 - 2 110 特別利益計 - 491 特別損失 - 3 101 システム刷新関連費用 153 - 投資有価証券評価損 132 - 特別損失計 286 101 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民稅及び事業税 5,533 7,763 法人税等調整額 139 397 法人税等高計 5,394 7,366	営業外収益計	388	1,703
有価証券償還損 196 その他 18 54 営業外費用計 215 235 経常利益 17,540 23,526 特別利益 - 1 386 固定資産売却益 - 2 110 特別利益計 - 49 特別損失 - 3 10 システム刷新関連費用 153 - 49 特別損失計 132 - - 特別損失計 286 10 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民税及び事業税 5,533 7,763 法人税等調整額 139 39 法人税等高整額 5,394 7,366	営業外費用		
その他 18 54 営業外費用計 215 23 経常利益 17,540 23,528 特別利益 - 1 380 固定資産売却益 - 2 110 特別利益計 - 49 特別損失 - 3 10 システム刷新関連費用 153 - 3 10 システム刷新関連費用 153 - 49 特別損失計 286 10 10 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民稅及び事業税 5,533 7,760 法人税等調整額 139 39 法人税等合計 5,394 7,366	投資有価証券売却損	1	176
営業外費用計 215 236 経常利益 17,540 23,528 特別利益 - 1 386 固定資産売却益 - 2 110 特別利益計 - 49° 特別損失 - 3 10° システム刷新関連費用 153 - 3 10° システム刷新関連費用 132 - 49° 特別損失計 286 10° 10° 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民税及び事業税 5,533 7,76° 法人税等調整額 139 39° 法人税等合計 5,394 7,36°	有価証券償還損	196	4
経常利益 17,540 23,528 特別利益 - 1 380 固定資産売却益 - 2 110 特別利益計 - 49 特別損失	その他	18	54
特別利益 投資有価証券売却益 - 1 386 固定資産売却益 - 2 116 特別利益計 - 49 特別損失 固定資産売却損 - 3 106 システム刷新関連費用 153 投資有価証券評価損 132 特別損失計 286 106 税引前当期純利益 17,253 23,918 法人税、住民税及び事業税 5,533 7,763 法人税等調整額 139 396 法人税等合計 5,394 7,366	営業外費用計	215	235
投資有価証券売却益-1386固定資産売却益-2110特別損失固定資産売却損-3100システム刷新関連費用153-投資有価証券評価損132-特別損失計286100税引前当期純利益17,25323,918法人税、住民税及び事業税5,5337,760法人税等調整額13939法人税等合計5,3947,366	経常利益	17,540	23,528
固定資産売却益-2110特別利益計-49°特別損失-310°システム刷新関連費用153-投資有価証券評価損132-特別損失計28610°税引前当期純利益17,25323,918法人税、住民税及び事業税5,5337,763法人税等調整額13939°法人税等合計5,3947,366	特別利益		
特別利益計-49°特別損失153310°システム刷新関連費用153310°投資有価証券評価損132310°特別損失計28610°税引前当期純利益17,25323,918法人税、住民税及び事業税5,5337,76°法人税等調整額13939°法人税等合計5,3947,36°	投資有価証券売却益	-	1 380
特別損失 固定資産売却損 - 3 10分	固定資産売却益	<u>-</u>	2 110
固定資産売却損-310分システム刷新関連費用153-投資有価証券評価損132-特別損失計28610分税引前当期純利益17,25323,918法人税、住民税及び事業税5,5337,763法人税等調整額139397法人税等合計5,3947,366	特別利益計	<u>-</u>	491
システム刷新関連費用153投資有価証券評価損132特別損失計28610°税引前当期純利益17,25323,918法人税、住民税及び事業税5,5337,763法人税等調整額139397法人税等合計5,3947,366	特別損失		
投資有価証券評価損132特別損失計28610°税引前当期純利益17,25323,918法人税、住民税及び事業税5,5337,760法人税等調整額139397法人税等合計5,3947,366	固定資産売却損	-	3 10
特別損失計28610°税引前当期純利益17,25323,918法人税、住民税及び事業税5,5337,763法人税等調整額13939°法人税等合計5,3947,366	システム刷新関連費用	153	
税引前当期純利益17,25323,918法人税、住民税及び事業税5,5337,763法人税等調整額139397法人税等合計5,3947,366	投資有価証券評価損	132	
法人税、住民税及び事業税5,5337,763法人税等調整額139397法人税等合計5,3947,366	特別損失計	286	101
法人税等調整額139397法人税等合計5,3947,366	税引前当期純利益	17,253	23,918
法人税等合計 5,394 7,366	法人税、住民税及び事業税	5,533	7,763
	法人税等調整額	139	397
当期純利益 11,859 16,552	法人税等合計	5,394	7,366
	当期純利益	11,859	16,552

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

	株主資本						
1		資本剩余金		利益剩余金			
	資本金	資本金	No also has been A.	公日2公司等 2等 人	その他利益 剰余金	利益剩余金	株主資本
		資本準備金	利益準備金	繰越利益 剩余金	合計	合計	
当期首残高	15, 174	11, 495	374	11, 505	11,879	38, 549	
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316	
当期純利益	-	-		11,859	11, 859	11,859	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	_	. 2	12	-	_	
当期変動額合計	-	- 1	2	1, 543	1, 543	1,543	
当期末残高	15, 174	11, 495	374	13, 048	13, 422	40, 092	

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資產合計	
当期首残高	534	534	39, 084	
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	△ 10,316	
当期純利益	-	-	11, 859	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	995	995	995	
当期変動額合計	995	995	2, 538	
当期末残高	1,530	1,530	41,623	

当事業年度(自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

			Op 100 Miles	200	(単位:百万円)
			株主	資本		
1		資本剩余金	8	利益剩余金		
	資本金	200 min (480 Min /).	COLUMN A	その他利益 剰余金	利益剩余金	株主資本
		資本準備金	利益準備金	繰越利益 剩余金	合計	合計
当期首残高	15, 174	11, 495	374	13, 048	13, 422	40, 092
当期変動額					1	
新株の発行	26, 250	26, 250	-	-	-	52, 500
剰余金の配当	-	_	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益		177		16, 552	16, 552	16, 552
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26, 250	26, 250	-	4, 694	4, 694	57, 195
当期末残高	41, 424	37, 745	374	17, 743	18, 117	97, 287

	評価・換	評価・換算差額等	
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資產合計
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-		52, 500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	- 12	16, 552
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57, 026
当期末残高	1, 361	1, 361	98, 649

注記事項

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物
 10~18年

 器具備品
 4~20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行 義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業 会計基準委員会)等

(1)概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた93百万円は、「受取利息」4百万円、「その他」89百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度		
	(2024年 3 月31日)	(2025年3月31日)		
建物	39百万円	40百万円		
器具備品	308百万円	269百万円		

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
 未払金	236百万円	- 百万円

3 保証債務

前事業年度(2024年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	- 百万円	380百万円

2 固定資産売却益の項目

四人只任儿孙监切六日		
	前事業年度	 当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
固定資産売却益		
美術品 ゴ ル フ 会 員	- 百万円	83百万円
権	- 百万円	26百万円

3 固定資産売却損の項目

	前事業年度	 当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
固定資産売却損		
美術品	- 百万円	85百万円
ゴルフ会員権	- 百万円	15百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
-------	--------------------	-----------------	-----	-------

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2023年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3 月31日	2023年 6 月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額和3.858百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,546円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月20日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	ı	3,260
合 計	2,608	652	-	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぽ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6 月20日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額16,551百万円配当の原資1株当たり配当額5,076円基準日2025年3月31日効力発生日2025年6月20日

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

()為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2024年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

			· ·	<u> </u>
	貸借対照表計上額			
レベル1 レベル2			レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	-	8,285
資産合計	144	8,141	-	8,285

当事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	-	10,199
資産合計	2,230	7,968	-	10,199

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	342
子会社株式	1,448	1,386
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

333311 22 (===:1 = 733:17)			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)

貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	144	55	89
(2)その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	213
小計	1,543	1,756	213
合計	8,285	6,079	2,205

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	172
小計	2,848	3,020	172
合計	10,199	8,236	1,962

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式 (2)その他	-	-	•
証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
作生犬只	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他			
証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

•				
	前事業年度			当事業年度
	(自	2023年4月1日	(自	2024年4月1日
	至	2024年3月31日)	至	2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	,	2,276百万円		2,227百万円
勤務費用		138		149
退職給付の支払額		266		166
その他		78		89
退職給付債務の期末残高		2,227		2,300

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	 前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,227百万円	2,300百万円
貸借対照表に計上された負債と	0.007	2 200
資産の純額	2,227	2,300
退職給付引当金	2,227	2,300
貸借対照表に計上された負債と	0.007	2 200
資産の純額	2,227	2,300

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	138百万円	149百万円
その他 	9 147	

⁽注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度187百万円、当事業年度191百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円)

		(早12.6
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	681	724
賞与引当金	262	340
未払事業税	197	260
投資有価証券評価損	204	171
株式報酬費用	115	150
関係会社株式評価損	155	87
出資金評価損	94	14
システム関連費用	25	-
その他	173	157
—————————— 繰延税金資産小計	1,910	1,907
評価性引当額	486	277
————————— 繰延税金資産合計	1,424	1,629
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	740	633
連結法人間取引(譲渡益)	159	-
繰延税金負債合計	899	633
 繰延税金資産の純額	524	995

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の 5 以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が22百万円増加、法人税等調整額が22百万円減少しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が91,634百万円、その他1,233百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4、収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の 金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

「関連情報]

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

			次十个口口		議決権等	関係	内容				
 属性	会社等の	所在地	資本金又は 出資金	事業の	の所有(被	役員	事業上	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
72912	名称	7711278	(百万円)	内容	所有)割合	の	の関係	401001311	(百万円)	1114	(百万円)
			(=:::)		(%)	兼任等	92 (20)				
										関係会	
	(株)大和証			+= W +				資金の貸付	11,100	社	23,400
****	券	東京都		証券持	被所有	±.,	経営管	黄亜の質的	11,100	短期貸	23,400
親会社	グループ	千代田	247,397	株会社	100.0	あり	理			付金	
	本社	区		業				利息の受取			
								(注)	0	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

			資本金又は		議決権等	関係	内容				
属性	会社等の 名称	所在地	出資金 (百万円)	事業の 内容	の所有 (被所有) 割合(%)	役員 の 兼任等	事業上の関係	取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)大和証 券 グループ 本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 80.0	שט	経営管理	資金の貸 付 利息の受 取 (注1)	63,600 89	関係会社 短期貸付金	70,000
その他 の関係 会社	㈱かんぽ 生命保険	東京都千代田区	500,000	生命保険業	被所有	あり	投資顧 問契約 の締結	投資顧問報酬(注2)	215	1	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。 なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

			資本金又		議決権等	関係	内容				期末残
属性	会社等の	 所在地	は出資金	事業の	の所有(被	役員	事業上	取引の内	取引金額	科目	高
//	名称	771128	(百万円)	内容	所有)割合	Ø	の関係	容	(百万円)	1714	(百万
			(П/ЛТЛ)		(%)	兼任等	の対対が				円)
	Daiwa Asset			金融商							
子会社	Management	Singapore	133	品取引	所有	なし	経営管	債務保証	2,354	_	
1 7 7 17	(Singapore)	Orrigapore	100	業	直接100.0	, & U	理	(注)	2,004		
	Ltd.			*							

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

			資本金又		議決権等	関係	 内容				期末残
 属性	会社等の	所在地	は出資金	事業の	の所有(被	役員	事業上	取引の内	取引金額	科目	高
海江	名称	7/11228	(百万円)	内容	所有)割合	の	要素工の関係	容	(百万円)	171	(百万
			(П/ЛТЛ)		(%)	兼任等	の利利が				円)
	Daiwa Asset			金融商							
 子会社	Management	Singaporo	133	品取引	所有	なし	経営管	債務保証	2,341	_	_
	(Singapore)	Singapore	133	業	直接100.0	<i>A</i> 0	理	(注)	2,341	-	-
	Ltd.			*							

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	会社等		資本金又		議決権等	関係	於内容		取引金額		
属性	0	所在地	は出資金	事業の 内容	の所有(被 所有)割合	役員の	事業上	取引の内容	(百万円)	科目	期末残高
	名称		(百万円)		(%)	兼任等	の関係		(注1)		
同一の親会社	大和証	東京都千代田	100,000	金融商品	-	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料 (注2)	13,749	未払手数料	3,491
会社	券(株) 	区		取引業			本社ビルの管理	不動産の賃 借料(注3)	1,030	長期差入保証金	1,010

同一の							ソフト	ソフトウェ			
親会社	(株)大和	東京都	2 000	情報サー		<i>+</i> >1	ウェアの	アの購入・	002	未払費	07
をもつ	総研	江東区	3,898	ビス業	-	なし	開発・保	保守	902	用	87
会社							守	(注4)			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払いま す。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等		答太令なけ		議決権等	関係	系内容		取引金額		
属性	の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	の所有(被 所有)割合 (%)	役員 の 兼任等	事業上の関係	取引の内 容	(百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証 券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売 本社ビル の管理	証券投資 信託の代 行手数料 (注2) 不動産の 賃借料(注 3)	15,779	未払手 数料 長期差 入保証 金	3,657 1,037
同一の 親会社 をもつ 会社	㈱大和 総 研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフト ウェアの 購入・保 守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払いま す。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業 (自 2023年 至 2024年)		\	年度 4月1日 3月31日)
1 株当たり純資産額	15,956.63円	1株当たり純資産額	30,254.44円
1 株当たり当期純利益	4,546.57円	1 株当たり当期純利益	5,642.31円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,859	16,552
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,933,697

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 2024年5月15日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、 かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

2025年3月31日、株式会社大和証券グループ本社、株式会社かんぽ生命保険、三井物産株式会社、三井物産かんぽアセットマネジメント株式会社及び三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社と、オルタナティブ資産運用分野における資本業務提携を締結いたしました。

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社(旧商号: 三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社)を子会社化いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2025年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	株式会社りそな銀行	279,928百万円	(注6)	
再信託受託会 社	株式会社日本カスト ディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	株式会社SBI証券	54,323百万円	(注1)	
	楽天証券株式会社	19,495百万円	(注1)	
	PayPay銀行株式 会社	72,216百万円	(注3)	
	株式会社りそな銀行	279,928百万円	(注6)	

- (注1)金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- (注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。
- (注3)銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
- (注4)全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需 給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
- (注5)協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
- (注6)銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託 業務を営んでいます。
- (注7)信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
- (注8)保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
- (注9)保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
- (注10)全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- (注11)労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。
- (注12)農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。
- (注13)資産運用業務を行なっています。
- (注14)資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部(信託財産の管理等)を行ない ます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部 解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
- ・金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ・目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。
- ・委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- ・詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ・使用開始日を記載することがあります。
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ・次の事項を記載することがあります。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨 の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

- ・委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ・ファンドの形態等を記載することがあります。
- ・図案を採用することがあります。
- ・ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- ・委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載することがあります。
- ・UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。
- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月26日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 渡部 啓太

業務執行社員

公秘云引工 皮即 百久

指定有限責任社員

公認会計士 松田 好弘

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその 監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

秋山 範之

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリア・リアルアセット・ファンドの2025年2月4日から2025年8月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリア・リアルアセット・ファンドの2025年8月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法 人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるか どうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。